

***令和8年度より貸出しに関する注意事項が変更になっています。**

申込み前に必ずお読みください。

貸出し方法及び注意事項

- 1 教材の貸出し先
道内の市町村、保健所、学校、保健医療福祉関連団体、その他財団が認めた健康教育事業を行う団体等。
- 2 申し込み方法
電話で教材の番号、題名又は品名、使用予定期日の申し込みをします。
- 3 貸出し方法及び注意事項の厳守
この貸出し方法及び注意事項の一つに違反したときは、今後の貸出を停止することがあります。

電話で依頼

早めに
ご連絡ください
☎011-232-5500

- ① 教材は5本までとします。
- ② 精密機器は2種類までとします。
- ③ 期間は、7日以内とします。(輸送日除く)
- ④ 料金は無料(返送料は借用者負担)です。
- ⑤ 月曜日から金曜日の9時から17時まで受付けています。
- ⑥ 申し込み当日の貸出はいたしませんので、早めに電話で予約してください。

健康教育用教材借用書の提出

- ① 電話での受付後、借用書をWeb借用書又はファクシミリ(011-232-4091)で速やかに提出してください。(借用書が提出されないと貸出しできません。)
- ② 借用書は、ホームページよりダウンロードしていただくか、Web借用書のフォームをご利用ください。

貸出し

- ① 札幌市内の方は、当財団まで来所にて教材をお渡します。(受付時間同様9時から17時までに来所願います。)
- ② 教材が到着時に破損していた場合は、必ずご連絡ください。
- ③ 借用中の教材が破損、紛失した場合は必ず申し出てください。場合によっては実費弁償していただくこともあります。
- ④ 教材を使用する場合、その対価として金品等を一切受領してはなりません。
- ⑤ 断りなく他の方へ又貸しはご遠慮ください。
- ⑥ DVDを複製することは、法律で禁じられています。

返却

- ① 貸出し期間を順守し、使用後は、速やかに返却願います。止むを得ない理由で遅れる場合は、必ず早めにご連絡ください。
- ② 教材が届いた形と同様に包装をしてください。
- ③ 「健康教育教材の返却について」を忘れずに同封願います。
- ④ 日程がせばまっている時には、次の貸出し先に送っていただく場合もあります。